

地域包括支援センターえさし南重要事項説明書

〈 令和 7 年 8 月 1 日現在 〉

1 地域包括支援センターえさし南の概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	地域包括支援センターえさし南
所在地	奥州市江刺岩谷堂字下惣田 290 番地 1
介護保険事業所番号	0301500153
サービスを提供する地域	奥州市江刺地域（愛宕地区、田原地区、藤里地区、伊手地区、稲瀬地区）

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・保健福祉行政を推進する公正で中立な立場で事業を運営する中核的機関です。

(2) 職員体制 次の職員が支援いたします。

	資格	人員数
管理者	保健師または社会福祉士または主任介護支援専門員	1 名
担当職員	保健師または経験のある看護師	1 名以上
	社会福祉士またはそれに準ずる者	1 名以上
	主任介護支援専門員またはそれに準ずる者	1 名以上
	介護支援専門員または高齢保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事	1 名以上

※ ただし、管理者は担当職員を兼ねることがあります。

(3) 運営の方針

ア 地域包括支援センターえさし南は、利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう援助します。

イ 利用に際しては、利用者及びその家族と相談のうえ、ご利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、また、特定の事業者等に偏ることのないよう配慮し、支援します。

(4) 開設場所

事業所名	開設場所
地域包括支援センターえさし南	奥州市江刺岩谷堂字下惣田 290 番地 1

(5) 開設日、開設時間

開設日	開設時間
月曜日から金曜日まで ※ ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは休業します。	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービスまでの流れと内容

- ① 相談（来所・訪問）
- ② 内容詳細説明・利用申込の受付
- ③ 契約締結
- ④ アセスメント（課題分析及び目標設定）
- ⑤ 介護予防サービス計画原案の作成
- ⑥ サービス担当者会議（連絡・調整）
- ⑦ ご利用者への介護予防サービス計画書の交付
- ⑧ 介護予防サービスの提供・実績管理
- ⑨ モニタリング
- ⑩ 介護予防サービスの評価
- ⑪ 給付管理業務
- ⑫ 介護報酬請求業務

※ ①②の一部と④～⑪までの業務を居宅介護支援事業所者に委託する場合があります。

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

ア 利用料

(ア)	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料金（1ヶ月あたり）	4,420円
(イ)	新規に介護予防サービス計画を作成した場合の加算	3,000円
(ウ)	委託連携加算	3,000円

※上記の利用料は全額保険給付され自己負担はありません。

イ 交通費

奥州市にお住まいの方は無料です。

ウ 契約の終了

(ア) 利用者の都合で終了する場合

申し出により、いつでも解約することができます。

(イ) 自動終了

- a 利用者が要支援者・事業対象者に該当しなくなった場合
- b 利用者が死亡した場合
- c 利用者が、事業者が担当する地域外に転出した場合
- d 利用者の最後のサービス利用から2年経過した場合

エ 公平中立性の確保

(ア) 介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者等について

- a 利用者は複数の事業者の紹介を求めることができます。
- b 利用者は当該事業者を介護予防サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

(2) 介護予防サービス

ア 支給限度額

要支援者・事業対象者は状態区分により1ヶ月の支給限度額が下記のとおり決められています。

要支援1 : 50,320円

要支援2 : 105,310円

事業対象者 : 50,320円

イ 利用料

利用者負担としてサービスにかかった費用のうち、介護保険負担割合証に記された負担割合を介護予防サービス事業者等に支払っていただきます。

ウ 介護予防サービスの利用開始

利用者・家族からの相談をお受けし、介護予防サービス事業者等と契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

3 サービス内容に関する相談・苦情窓口

窓口	電話番号
地域包括支援センターえさし南	0197-31-2700
奥州市福祉部長寿社会課介護給付係	0197-34-2197
岩手県国民健康保険団体連合会 盛岡市大沢川原3-7-30	019-604-6700（代表）

4 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止します。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

5 感染症の発生・まん延の防止について

感染症の発生、又はまん延を防止します。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

6 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な業務を実施します。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 個人情報 の 取 り 扱 い に つ い て

地域包括支援センターえさし南が行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定・非該当認定に係る調査内容、基本チェックリスト、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示します。

令和 年 月 日

本書面にに基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての説明を行いました。

地域包括支援センターえさし南

所 長

説明者

〈氏名〉

私は、本書面により、地域包括支援センターえさし南（事業者）から、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて重要事項の説明を受け理解しましたので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント内容に同意し、その利用を申請いたします。

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

(続柄)